

加藤 & パートナーズ法律事務所

「クライアントの利益を最大限実現する」 共通の志を持ったプロ集団が、時代に適合した 高品質なリーガルサービスを提供します

会社法・コーポレートガバナンス

当事務所は、主に企業法務に係る多種多様なご相談を承っており、会社法関係争訟・コーポレートガバナンス、M&A・組織再編、事業承継・少数株主対策、監査役等支援、知的財産・情報、相続分野を重点分野として注力しております。

特に、会社法関係争訟(訴訟・非訟・仮処分等)について多くの経験を蓄積しております。そしてこれらの経験と総合的知見に基づき、的確かつ最善の紛争対応と、紛争となった場合のリスクまで見通した真に効果的な予防法務・戦略法務をご提供致します。

たとえば、①経営権を巡る紛争や、少数株主による株主権行使を伴う紛争対応は当事務所が得意とするところであり、これら会社内部紛争のリスクを指摘し、適切な議決権確保・株主対策や株主総会運営の助言等を行います。②会社役員に関する多くの訴訟経験に基づき、取締役会運営の助言、法律意見書等の作成、株主代表訴訟対応の助言等を行います。③企業不祥事については予防を重視し、コンプライアンス体制・リスク管理体制等の内部統制システムの整備・改善の法的支援・助言を行い、不祥事発生時の調査・責任追及等の対応も行います。④有価証券報告書虚偽記載等、金融商品取引法上の開示書類の不実開示による損害賠償請求訴訟の経験を活かし、争訟案件のご依頼を承るだけでなく、予防法務の観点からもアドバイスを致します。

また、当事務所では日本を代表する商法学者のお一人である近藤光男神戸大学名誉教授を顧問としてお迎えするほか、研究会等を通じた会社法研究者との交流も行っており、裁判例が集積されて

いない新たな分野の紛争に対しても、学術的理論もふまえた解決策を提示できる体制を整えています。

基本理念と業務体制

(1)基本理念

いかなる弁護士であっても、結果を出せる案件、逆に結果を出せない案件が多くあることは事実です。しかし、依頼した弁護士によって結果が左右される案件は少なくありません。

当事務所では、すべての弁護士が「クライアントの利益を最大限実現する」との基本理念を共有し、ご依頼をいただいた皆様に「加藤 & パートナーズの弁護士」に相談して良かったと思っていただけるよう、いかなる案件であっても創意工夫しチャレンジ精神をもって最善を尽くします。

また、弁護士によっては、依頼者の相談を表面的に捉え、すぐに否定的な回答をすると聞くことがあります。当事務所では、依頼者のニーズを深層的に捉え、解決策を多面的に模索し、少なくとも次善の策を提案することを試みます。

これらのために、次の3つの指針を定め、実践しています。

強い責任感

法律のプロであり、クライアントの利益を背負っているという強い責任感と、困難な案件であっても最後まで諦めない心をもって業務に取り組みます。

仕事の質へのこだわり

文献調査・判例研究・研究会への参加等を通じて常に自己研鑽を積み、事案の対応にあたっては労を惜しむことなく結果の質にこだわりをもちます。

信頼関係の構築

これらの心構えに裏付けられたコミュニケーションを重視し、クライアントの皆様に信頼をおいていただけるよう努めます。

こうした姿勢を評価いただけたことで、ご依頼

をいただく機会が増え、現在は関西圏以外からのご依頼も増えていきます。

(2)業務体制

高品質なリーガルサービスを提供するために、当事務所では以下の体制で業務に勤しんでいます。

ノウハウの共有

比較的少人数事務所であることを強みととらえ、所内においてノウハウや知識を共有することにより、戦力の強化を図っています。

複数弁護士での受任

事案に応じて複数の弁護士でチームを組むことにより、多角的視点から案件を検討し、的確な処理を行います。

他士業等専門家との交流

各専門家と連携してワンストップ的に対応できる体制を構築することにより、複雑で多面的な案件でも的確に対応致します。

最新ツールの導入

文献および判例のデータベースを充実させ、汎用AIやリーガルテックを導入することで業務を効率化し、サービス品質の向上を図っています。

専門家向け書籍の執筆

当事務所は弁護士等専門家向け書籍の執筆を多数行っており、そのご依頼をいただけること自体が、当事務所の専門性を高くご評価いただいているものと考えております。

経営判断原則、取締役の監視義務、株主総会決議取消訴訟、相続、事業承継、M&A、株主対策、取締役の辞任・解任等をテーマとした執筆では、膨大な裁判例・文献を検討・議論することで専門性に磨きをかけています。

研究会の開催

当事務所では各種研究会を開催しております。「企業法務研究会」では企業法務担当者にもご参加いただきたい、時勢に応じた企業法務に関わる課題について、議論・検討を行っています。また、「監査法務研究会」では、監査役・監査等委員・弁護士・公認会計士・研究者が参加し、理論と実務を架橋して監査に携わる方々を支援しています。

さらに、「相続・事業承継・M&A研究会」では相互にノウハウを習得・向上することを目的として、他士業との交流および研究発表を行っており、

「AI×会社法研究会」では、AIが会社法実務において与える影響やAIの活用により生じる法律問題を弁護士・研究者等が整理し検討しています。

当事務所の弁護士は、これら複数の研究会での他士業・実務家・研究者らとの議論や交流を通じて、各分野の法律課題に対する知識や解決策についてアップデートを行っています。

結び

当事務所は、法改正はもちろん、技術革新がもたらす社会情勢の変化等から生じる新たな法律的課題にも対応し、例え未知の分野であっても、鍛えた事実認定・法解釈の力を駆使して、クライアントの利益の最大化のために尽力致します。



K&P 加藤 & パートナーズ法律事務所
KATO & PARTNERS LAW OFFICE

加藤 & パートナーズ法律事務所
弁護士数:9名(2025年11月末現在)
代表弁護士:加藤真朗(大阪弁護士会)
〒530-0047
大阪府大阪市北区西天満4丁目8番17号
宇治電ビルディング11階
TEL:06-6312-6001
URL:https://www.kp-lo.jp/
Mail:info@kp-lo.jp



法改正情報、解説コラムの紹介、事務所の最新ニュース等を、X、Facebookにてお届けしております

